

福島県特定環境影響評価実施要綱第5条第1項の規定に基づく意見

1 総括的事項

- (1) 特定環境影響評価書の作成過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した評価項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査及び予測並びに評価を行う等適切に対応すること。

なお、調査及び予測に係る地点及び期間の選定等については、根拠や妥当性を分かり易く特定環境影響評価書に記載すること。

- (2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 環境影響の評価に当たっては、できる限り最新の知見を取り入れた手法により行うこと。

2 水環境について

- (1) 当該施設から生じる飼育排水について、富栄養化の原因となる窒素及び磷含有量を予測・評価すること。
- (2) 温海水を含んだ排水が地蔵川河口周辺の水温に及ぼす影響について、予測・評価すること。

3 動物・植物について

工事中及び供用中において、対象事業実施区域及びその周辺地域で、新たに希少な動植物の生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を得るなどして、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講ずること。

4 その他

特定環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を踏まえるとともに、追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じて関係機関と協議すること。

以上